

質疑(応答記録)

公告No. : No. 99

公告日 : 3年 6月 16日

委託名(件名) : 市指定文化財「旧四郷村役場」復原・修理ほか工事

整理番号	質 疑 事 項	回 答
1	解体した木材・屋根材・建具・土壁(下地共)すべて下小屋に仮保管と記載があります 莫大な量になると考えられますが どの程度の仮小屋を想定されていますか。また 設置場所の仮設計画位置はどこになりますか。	下小屋のサイズはK-01図に記載のとおりとする。 設置場所は敷地内とする。 また、解体工事と並行して解体材の分類作業(再使用、処分、保存)を行うものとする。
2	外部新設建具(WGW1)他の材質はどこに記載がありますか。	特記仕様書6章4(A-03図)に記載のとおり、ヒノキの上小節とする。
3	特記仕様書の仮設工事に監督職員事務所を設けると記載がありますが、 規模が不明です。ご指示願います。 また、監督職員事務所を設けないとご回答の場合には、『公共建築工事積算基準』の監理事務所を設けない場合の補正0.9を乗じて最低制限価格を決定しているのか、ご指示願います。 (質疑により有無が変わった場合に補正を修正しているか不明な為) 以上	規模は10㎡程度とし、備品については下記のとおりとする。 備品:机、椅子、黒板又は白板、ネット環境、プリンター、エアコン